

①弾力運用の要件Aのみを満たす場合

1 運営費の流用

運用元	運用先	額の制限	必要となる手続き等
運営費 (人件費・管理費・事業費)	運営費 (人件費・管理費・事業費)	なし	なし

2 積立預金への積立

運用元	運用先	額の制限	必要となる手続き等
運営費	人件費積立預金 修繕積立預金 備品等購入積立預金	なし	積立金支出額＋当期資金収支差額の合計が経常収入決算額の5%を超過する場合には収支計算分析表の提出が必要
運営費	保育所施設・設備整備積立預金	不可	

3 積立預金の目的外使用

運用元	可能な運用先	額の制限	必要となる手続き等
人件費積立預金	①人件費の類に属する経費	なし	様式1-1(様式3-1)により大阪市への事前協議が必要
修繕費積立預金	②建物及び建物付属設備又は機械器具備品の修繕に要する費用		
備品等購入積立預金	③業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用		
保育所施設・設備整備積立預金	不可	—	

4 前期末支払資金残高の取崩

※使用する前期末支払資金残高の額が当該施設経理区分の経常収入予算額の3%を超える場合において手続きが必要。

(自然災害その他やむを得ない事由により経費を必要とするものと認められる場合及び上記事由が3%以下の場合には手続きは不要)

運用元	運用先	額の制限	必要となる手続き等
前期末支払資金残高	当該保育所の運営や入所児童の処遇に必要な経費	なし	様式2-1(様式4-1)により大阪市への事前協議が必要

5 当期末支払資金残高の上限

運営費の適正な執行により、適正な保育所運営が確保された上で長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。

6 資金の貸付

貸付元	貸付先	貸付額及び清算
法人本部経理区分	A保育所経理区分	貸付額及び清算期限について制限なし
A保育所経理区分	同一法人内の各施設経理区分 法人本部経理区分 収益事業等の特別会計	経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められる。
	法人外への貸付	一切認められない

7 運営費の管理運用

銀行、郵便局等への預貯金等、安全確実かつ換金性の高い方法によること。